

役員報酬等支給規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人千葉県浄化槽検査センター定款第27条に基づき、常勤役員の報酬等の支給基準並びに非常勤の理事及び監事（以下「非常勤役員」という。）に対する費用弁償の支給基準について定めることを目的とする。

(常勤役員の報酬等)

第2条 常勤役員に対しては、次により報酬及び手当を支給する。なお、退職給与については支給しない。

月 給	月額35万円以下で、理事長が定めた額とする。
賞 与	夏季及び冬季の2回、職員に適用される支給基準により支給する。
各種手当	職員に適用される給与支給規定により支給する。
支給方法等	支給日、支払い方法等については、職員に適用される給与支給規程によるものとする。

(費用弁償)

第3条 費用弁償は、非常勤役員が総会、理事会、執行部会、監査並びにその他の会議に役員
の職務として出席する場合に支給することができる。

2 費用弁償の額及び支給方法等は、理事会において定める役員の旅費等に関する規程によるものとする。

(その他)

第4条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、公益社団法人千葉県浄化槽検査センターの設立の登記の日から施行する。